9月20日～26日は「動物愛護週間」です

㊐環境課　☎22-1314

命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、「動物の愛護および管理に関する法律」では、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。この機会に私たちが飼っている動物、身近にいる動物について考えてみましょう。

ペットの終生飼養

飼育しているペットがその寿命を迎えるまで適切に飼育することです。最後まで愛情と責任を持って飼育しましょう。

やむを得ず最後まで飼うことができない場合は、責任を持って次の飼い主を見つけてあげましょう。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を虐待や遺棄※した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

※置き去りや負傷・老齢・幼少など自分で生存できない状態で引き離し、生命・身体を危険にさらす行為。第三者の保護を期待した場合でも、危険に直面する場合は遺棄となります。

犬を飼っている方へ

●登録と届出

犬を飼い始めたら30日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。また、次のようなときには30日以内に届出が必要です。

①住所や飼い主が変わったとき
②飼い犬が亡くなったとき

●必ず狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、人が感染するとほぼ100％死亡する恐ろしい感染症です。法律で義務づけられていますので、毎年4月1日から6月30日までに必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

●鑑札と注射済票をつけましょう

迷子になっても迷子札のかわりとなり、飼い主の所に帰ることができます。

●周辺環境への配慮

放し飼いは、宮城県の条例で禁止されています。屋外で飼う場合は鎖などでつなぎ、屋内で飼う場合は外に出ないよう気をつけましょう。

宮城県で「犬猫に関する電話相談窓口」を開設しました

8月から開設中です。ご活用ください。

●相談内容（例）

・犬や猫が増えすぎて困っている。
・近所の猫が敷地内にフンをして臭いが気になる。
・野良猫に餌やりをしている人がいる。

「宮城県保健所犬猫ダイヤル」
☎022-774-6920　受付8:30～17:15

猫を飼っている方へ

●屋内飼育に努めましょう

交通事故で犠牲になっている動物の多くは猫です。屋内で飼育することで、感染症や交通事故にあう確率が格段に減ります。近頃、SFTS（**重症熱性血小板減少症候群**）というマダニが媒介する感染症が確認されています。この感染症は、猫から人、人から人に感染する場合もあります。外飼いは、マダニが媒介する感染症に猫も人も感染するリスクが高まります。屋内飼いに努めましょう。

●野良猫に餌を与えると…

かわいそうだからと餌を与えると、結果として不幸な猫を増やすことにつながり、ふんや尿、爪で車に傷をつけるなど近隣とトラブルになるケースが多く見られます。餌を与える場合は、必ず餌場の清掃や不妊去勢手術を行うなど責任を持って飼育するようお願いします。なお、**猫は繁殖力が強く、1回の出産で4～8匹生まれます**。不妊去勢手術を行わないまま餌やりを続けると2年後には**80匹**まで増える可能性があります。宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業もぜひご活用ください。

9月は「廃棄物不法投棄防止強化月間」です

わたしたちの日常生活や事業活動からは、毎日大量の廃棄物が出されています。その一部が、心ない人たちによって、人目につきにくい山間や河川に安易に捨てられるといったケースが後を絶ちません。

この美しいふるさと白石を次の世代に残すため、この機会に一人ひとりが、不法投棄を「しない」、「させない」、「許さない」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

不法投棄は重大な犯罪です

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することは禁じられています。違反した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金が科せられます。

不法投棄を見かけた方は

不法投棄者の特徴や車両ナンバー、場所、種類などを最寄りの警察署や駐在所に通報してください。

現場保存のため、不法投棄された廃棄物は、そのままにしておいてください。

不法投棄をさせない土地管理を

法律上、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければなりません。

不法投棄をさせないために、みだりに人が立ち入れないように囲いを設ける、定期的に除草を行う、物を放置しないなど、日ごろから、土地の管理には十分注意してください。

不用品回収業者に注意！

家庭や事業所から排出される廃家電などを「無料回収」をうたい、トラックで戸別回収したり、空き地などを利用して持ち込ませたりして回収する業者の多くは、違法（無許可）営業です。

回収したものから価値のある部分だけ取り出し残りを不法投棄したり、回収した後に高額な料金請求をされるなどのトラブルも起きています。

廃家電などの廃棄物は、無許可営業の不用品回収業者を利用せず、市が案内するルールで処分するようお願いします。

㊐環境課　☎22-1314